大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例のチラシ

【おもて面】

なにわの新常識、「ゴウハイ」ってなんなん？

チャットアプリでの会話

「ごうはい」って知ってる？

ゴウハイ？知らんわー。

合理的配慮の略やねん

合理的配慮ってなに？

リーフレットの裏面に詳しい説明が書いてあるから見てみて

オーケー

【裏面】

事業者による合理的配慮の義務化

大阪府では、障がい者差別のない共生社会の実現をより一層推進するため、大阪府障がい者差別解消条例を改正し、令和３年４月１日より施行します。

これまでは障害者差別解消法により、努力義務とされていた事業者による合理的配慮の提供を、大阪府において義務化します。

合理的配慮って？

障がいのある人は社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。そのバリアを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思を伝えられた時に、負担がおもすぎない範囲で対応することが求められます。

なお、障がい特性により、本人による意思の表明が困難な場合は、家族等コミュニケーションを支援するかたが本人を補佐して行う意思の表明についても本人の意思とみなします。

合理的配慮の例

視覚障がいのある人から、書類の読み上げを求められたので対応する。

車いす利用者が移動しやすいように、店内の段差にスロープを渡す。

自筆が困難な人からの申出を受けて、意思確認をおこなったうえで代筆する。

相談と解決の流れ

障がいを理由とした差別に関するおこまりごとがあった際は、まずはお住まいの市町村にご相談ください。

事業者と障がいのある人どちらからも受け付けます。

大阪府の広域支援相談員への相談も可能です。

広域支援相談員は、市町村の相談窓口と協力しながら、助言、調査、相談員を交えた話し合いにより、解決をめざします。

大阪府障がい者差別解消協議会は、広域支援相談員に助言することができます。

それでも解決しなかった場合は、あっせんの制度もあります。

市町村の相談窓口と広域支援相談員の連絡先は、「大阪府、市町村の相談窓口、連絡先」で検索してください。

問い合わせ先

大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課

電話　０６－６９４４－６２７１

ファックス　０６－６９４２－７２１５

ホームページ　障がいを理由とする差別の解消に向けて